

平成 25 年 3 月 29 日  
自 動 車 局

## 5 両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付けについて (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について)

これまで、事業者の保有車両が 5 両未満である場合については、運行管理者の選任が義務付けられておりませんでした。このような規模の事業者に対する重点監査の結果、多数の法令違反が確認され、安全対策の徹底を図ることとしました。

### 1 概要

- (1) 全ての営業所に対する運行管理者 1 名以上の選任の義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 1 項関係）

全ての営業所に運行管理者を 1 名以上選任することを義務付ける。

ただし、5 両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの（専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、専ら一般廃棄物の収集のために使用される自動車等の運行を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょに存する営業所等を想定。）については、運行管理者の選任を義務付けないものとする。

- (2) 経過措置

この省令の公布の際、現に 5 両割れ事業者であった者については、平成 26 年 4 月 30 日までの間は、営業所ごとの保有車両台数が 5 両未満であっても運行管理者の選任を義務付けないものとする。

### 2 スケジュール

公布：平成 25 年 3 月 29 日

施行：平成 25 年 5 月 1 日